

平成28年度 第1回南砺市指定管理者評価委員会 会議録

1. 日時

平成28年11月7日（月） 午後2時～午後4時

2. 場所

南砺市福野庁舎 3階 301会議室

3. 出席者

委員（7名）：

- 委員長 工藤 義明（南砺市副市長）
- 委員 新町 栄一（一般財団法人北陸経済研究所 特別研究員）
- 委員 竹田 達矢（高岡法科大学 准教授）
- 委員 前田 信子（南砺市女性団体連絡協議会推薦）
- 委員 武田 和一（公募委員）
- 委員 宮下 直子（公募委員）
- 委員 江田 攻（公募委員）

事務局（5名）：

- 市長政策部長 齊藤 宗人
- 市長政策部担当部長（行革・施設管理課長） 上口 長博
- 行革・施設管理課 主幹（施設再編係長） 石崎 修
- 行革・施設管理課 副主幹 吉田 麻紀

所管課（各課長）

交流観光まちづくり課、商工課、生涯学習スポーツ課、農林課、福祉課、地域包括ケア課、都市計画課、こども課

4. 傍聴者 なし

5. 会議内容

- ・開会進行 上口行革・施設管理課長
- ・あいさつ 工藤義明委員長（南砺市副市長）
- ・議事（進行：工藤委員長）

(1) モニタリングシート評価基準の設定について

事務局：＜評価の方法や施設分類の考え方について説明＞

- ・一部訂正について
- ・指定管理者評価委員会概要
- ・モニタリング結果に基づく評価と、施設分類の考え方について説明。

委員長：事務局から評価の方法や施設分類の考え方の説明があった。何か確認したい事があればご質問いただきたい。

E委員：モニタリングシートの最終ページの、才参考資料のiii) 指定管理者の経営状況について、異常値のあるものは3施設とのことだが、どの施設か。

事務局：一つ目は、No.8 P56 のつくばね森林公園。二つ目は、No.19 P133 の桜ヶ池ヶゲートン。三つ目は、No.49 P343 の井波木彫りの里テニスコートの3施設である。

委員長：それでは評価する施設数が多いこともあり先に進むことにする。まずは、第I分類の地域援助型のモニタリング結果と評価の素案について説明願う。

事務局：<「I.地域援助型」について説明>

委員長：ただ今事務局より「I.地域援助型」の施設について報告があった。委員の皆さんの意見をいただきたい。評価についてではなく、施設そのものの概要等分からないことがあればご質問いただきたい。

また、備考欄に実施予定となっていて日が過ぎているものは、実施済みでよいか。

事務局：実施している。

F委員：このモニタリングシートの記載内容では、施設を作ったときの経緯や市が指定管理者に求める内容が分からない。それぞれの施設に何を求めているのか見えない。また、評価をするにあたり、これだけは必要というものも見えない。当然、指定管理者と市が打ち合わせをしていると考えるが、これだけは必要だと要求すればいいのではないかと考えた。

事務局：指定管理者を募集する際は、施設目的と施設管理費用等、市の要求を満たす指定管理者を募集している。市が求める要件を達成できる方にさせていただいている。また、指定管理申請時には利用人数は何人という目標値等を設定した施設管理計画を指定管理者から出してもらい、その計画の実現の可能性や妥当性などを指定管理候補者選定委員会で検討し事業者を選定している。

その時の目標値が、今回のモニタリングシートのア.実績i)利用実績表の当初計画にあたる。提案いただいた目標値に向けて取り組んでいただくことを大前提に考えている。

あくまでも、市が求める要件に合わせて指定管理者が設定した目標値を達成するために、計画どおり実施されているかを評価するものである。

F委員：例えば、桂湖レクリエーション施設や林業者宿泊研修施設では、南砺市として、どういうレベルであれば施設目的に合致するのか。例えば、野外体験やレクリエーションを何回やったという回数等だけでなく、市の要求水準を明らかにしておく必要があるのではないか。

事務局：モニタリングの観点から言うと、一定の指標により評価をしている。一定の指標は、皆さんご理解いただいていると考える。日頃、担当課と指定管理者と打ち合わせをしながら要求内容について話をさせていただき施設を管理いただいている。その内容を数値化するのは難しい。

F委員：そんな内容を数値化したらいいとは言っていない。市が要求する内容が明らかにしてあればいいのではないかと考えたが、日頃、指定管理者との打ち合わせにより、管理されているのであれば、いいのかなとも思う。

委員長：評価しやすいのは望ましい事だと思うので、評価する判断材料になるようなものをもり込んでおくのは大事かと考える。これだけのものを今ここでというのは難しいの

で、預からせていただいて検討することでよろしいか。ご主旨はよくわかった。

F 委員：はい。

A 委員：今日の位置づけだが、今日は管理運営方法と評価方法であって、予め定められたとおり評価をするものである。適切な評価、運営がどう、総合評価がどうかを議論する会である。今ほどの内容は次回の議論。評価方法等に反映される内容だと思う。

その上で、今回のモニタリング結果については、評価基準に従ってコメントをされ、ABC判定をしておられる。手続の内容としても、基準どおりきちんと評価しておられると思う。

また、8ページの桂湖は、◎がついていて利用者数については計画に対して大きく伸びている。一方で、H26実績が一万人を超えているにも関わらず、H27の目標値9千人としている点については、民間的に言うならば、国民体育大会が突然決まったわけでもなかろうし、目標値の設定がどうなのかと疑問である。計画の妥当性が問われるケースである。

このように、疑問を言い始めると今回きりがいい。評価の基準どおり施設を管理しているかどうかと、基準との乖離がなければいいのではないか。

概ね乖離がなく評価されているという印象である。

委員長：基準を示しているのだから、その基準で評価をしていただきたい。この委員会は、評価をする場と評価を改善していく場を設けている。今日は評価をする場であって、改善は次回の場で議論していきたいと思っている。ほかにご意見は無いかな。

E 委員：今回、第I分類でC評価となった施設については、既に今年度訓練等実施されているのであればB評価にというような議論をすればよろしいでしょうか。

委員長：昨年は、モニタリング実施時に訓練を行っていなければC評価としている。

D 委員：CはCとして、次年度に向けて、市が言わなくても指定管理者が実施する体制づくりを指導していただきたい。

委員長：従来にそって、Cということによいか。

E 委員：はい。

D 委員：防火訓練未実施については、以前に比べ減ってきてはいるようだが、まだまだある。これは、市の担当者が変わり、指導が変わるからなのか。

委員長：モニタリングの対象になるもの、ならないものがある。私は担当課がきちんと指導していると思っている。傾向から見ると、従来からだが、訓練実施を怠っていた施設は新しく対象となった施設が多いのではないかな。

事務局：はい。ほとんどが、新たに対象となった施設で、1施設だけ違う。

委員長：モニタリングの対象となっていない施設の避難訓練の指導は、きちりしていかなくてはならない。

A 委員：年度は、3月までであって、やれと言われて実施するのが11月になったというのは、遅いのではないかな。

委員長：モニタリングの実施はいつからか。

事務局：7月から実施している。

委員長：27年度については、7月、8月にモニタリングを実施して、その場で指導している。

A委員：そこで指摘をしている。わかりました。

委員長：全部でⅣ分類あるので、先に進むことにする。よろしいか。

B委員：もう1点だけ。利賀ふるさとの森林、西部森林組合の施設内容を少し教えてほしい。施設概要、基準等はわかるが、どのような施設か。

事務局：64ページ。ここは、うどん打ち体験ができる施設である。青少年の家があった時に来てくれる人もいたが、その施設も演劇の方々の施設となってしまう来場者が減っている。

麺製造は森林組合で、うどん打ち体験ができる施設が市の施設である。

D委員：新しい施設なのか。

事務局：合併前に建てている。

B委員：何を言いたかったかというのと、この施設はⅠ型。先程、江田委員の観点からいくと実績は×が多い施設だが、どうなのかと。地域振興型の施設なので、地域振興について説明があるかと思い確認した。

委員長：ここは、避難訓練をしなかった施設で、どれだけ外が良くてもCとなる施設である。外にご質問が無ければ一つ進むことにする。

事務局：<「Ⅱ.民間競合型」について説明>

委員長：第Ⅱ分類の中では、五箇山和紙の里にA評価がついている。利用者アンケートの点数が低いと思う。感覚的なもので、3.9と4.1は随分違う。Aで構わないが、点数が伸びないのは何か理由があるのか。

事務局：第Ⅱ分類の判定基準には、Aの実績、利用者数や事業収支に×が無いことという基準となっているため。またアンケート内容に施設の利用料金があるが、利用料金は条例で定めており、指定管理者で決められるものではない。利用者にとって料金が安い方が良いため、点数が伸びなかったのではと考える。アンケートでは、ふつうが多くなると点数が低くなる傾向にある。

委員長：それは、全体を通しての傾向ではないか。和紙の里だけだと何があるのか。せっかく担当課もいるので、これというものがあれば言っていたきたい。

事務局：90ページを見る限り、案内表示が悪かったのかと思う。あと、料金や施設内容も低い。自由意見には、料金も手頃でという意見もあるのでそうとも言えない。先程も言っていたが、ふつうが多くなると点数が低くなる傾向がある。

委員長：折角であれば立派なAを取るためにも、その辺注意するように。このほかにご意見があれば、言っていたきたい。外に無いようであれば、Ⅲに進むことにする。

事務局：<「Ⅲ.公共機能保守型」について説明>

D委員：C評価の施設は、現指定管理者以外は受けてくれないのか。

事務局：今、募集をしているところで、今後に期待しているところである。

F委員：この施設には、この資格者が必要なのか。この危険物取扱者の資格取得は難しいのか。

事務局：この資格者は必要である。この資格は、職員の中にも一度落ちた者もいるので、そんなに簡単でもないようだ。年3回受験できると聞いている。

委員長：資格有となっている他施設は、どうなっているのか。

事務局：管理会社が施設のすぐ傍にあって、そこに資格者がいるという場合もある。常駐については消防署もきつく指導をしていないこともあり、1週間に1度は施設を管理できる体制がとれる施設は常駐としている。

委員長：では、ご意見ないか。それでは、次へ進むことにする。

事務局：〈「IV.公共機能増進型」について説明〉

委員長：ただ今、第IV分類について説明があったが、分類に拘らず質問をいただきたい。

B委員：26番、30番、40番については、違う地域にある施設だが、一緒に評価されている。指定管理者を評価するのであればいいと思うが、それぞれの施設についても評価するのであれば、これでいいのか。26のデイサービスと30の児童館については、同じ内容の施設だが、40番の施設については違う植物を取り扱う施設。一緒に評価しているので気になっている。

事務局：26番、30番については、同じ山間部、平野部で管理者も同じことからまとめた。40番の園芸植物園といのくち椿館については、菊か椿を管理する施設で、植物を取り扱っている点では似ているし、協定も一協定としていることから一つにした。各施設の利用者数、事業収支について、把握しているので一つとさせていただきたい。

委員長：それでは、指定管理者が同じで2つ以上の施設を一緒に評価しづらい場合は、細分化した資料をご提示するというところでどうか。

B委員：いえ、特に問題だとは思っていません。ただ児童館4施設あって、利用者数等が分からないので。

委員長：児童館は4児童館が積み上がったものか。

事務局：4児童館分の積み上げであり、内訳が必要であれば提示させていただく。

委員長：その方が、分かりやすい場合があるかもしれない。

D委員：将来的には、必要かもしれない。人口減少などで、施設がいらなくなるかもしれないので。

委員長：それでは資料を添付する方向で前向きに考えていただきたい。

F委員：園芸植物園と椿館は、事業のレベルが違うような気がする。椿館は、全国的なレベルでやっている、園芸植物園はそこまででは無い気がする。そうであれば、施設毎に市の要求点も違って来るはずである。それで、最初に失礼な事を申し上げた。評価は別々にする必要があると考える。ただ、今回はそんな議論をする場ではないので次回になるが。

委員長：その視点は理解できる。ただ、菊のレベルはそんな低くない。

F委員：園芸植物園は菊だけでなく、いろんな植物を育てて手広くやっている。椿館は、全国の椿を集めてやっている。お互いに品種改良の研究をしている施設ではあるが。皆さんが言うように、違う内容になるので別々にやったほうがいいのかもしれない。

委員長：それは、先程申し上げたとおり、施設毎の詳細資料を付けることで総合評価をお願い

いしたい。

F 委員：ただ南砺市外から見た時の見方というのはそういった点が出るのではないかと。であれば、南砺市の要求水準も違うのかと。客観的に見た場合にだが。

B 委員：具体的にアンケートを見ると、案内表示が2.5点である。これは、どちらの施設が悪いのか。施設が一緒になると、どちらが問題か分からない。

委員長：今、そのデータはあるか。

事務局：時間をいただければ。すぐ確認する。

B 委員：まとめていても、均一に管理をしているなら均一な結果が出ると思う。バラツキがあるようなら、分けるか説明をしていただく必要があると思う。

委員長：確認する。外にご意見あればお願いしたい。

B 委員：参考資料の貸借対照表に異常値があるという3施設の内、井波木彫りの里の異常値はどう扱っていいのか。これは、評価に関係ないのか伺いたい。

委員長：では、まず異常値について説明をお願いしたい。

事務局：まず、つくばね森林公園の高田造園土木については、債務超過の額が10,115,746円である。次に、桜ヶ池クアガーデンは910万円の債務超過である。両社共に、債務超過と言いながら事業は継続している。今後どうなっていくかを、注視していく必要があると考える。最後に、井波木彫りの里テニスコートは、数字上異常値は感じられないが、注記表で会計士のコメントに「継続的な営業損失の発生状況になっており、継続企業の前提に重要な疑義が生じる」とあったので記載した。いずれの施設についても、他の施設に比べ、支払等が滞っていないか、日頃から気を使わなければならない施設である。

委員長：まずここは参考資料であるので、評価に直接影響があるかどうかを整理すると、参考資料であるので評価の対象にはならない。ただし、評価がAかCでBになるか微妙だという時は参考にするということによろしいか。

事務局：評価がAかCでBになるか微妙だという時は参考にする。

委員長：委員の皆さんが評価をするにあたり、参考資料は、その判断材料になるのかどうか。ならないのか。

事務局：判断材料にならない。

委員長：では、参考資料であるので、微妙な判断をするときの、判断材料でよいとする。

A 委員：そのあたりは、議論が必要かどうかというところである。破産というのは突然くるもの。徐々にというのではなく、突然破産だと言われる。破産時、公的財産の損失となる場合、モニタリングをしておきながら兆候が見られなかったということは問われる。だから、評価の運営そのものは別の評価があってもいい。

ただし、参考資料を提出するというルールを作っておきながら、チェックはしたが〇〇円の債務超過でしたというだけで、いいのか。我々だったら、何か手当がないと、なかなか生きていく事ができないという判断をしている。既存の運営が行われていることは参考にすぎない。

モニタリング対象として、管理運営上の評価はどうするか。非常に難しい判断になる

と思う。この事について、この場で議論が必要なかどうかは、わからないが。

委員長：私の思いとしては、この評価委員会で議論するものじゃないと考えている。まず担当課が現実を把握すること。リスクについては絶えず見続けている必要があると思う。3施設は市が出資する第3セクターで、一第3セクター改革プランの中で管理するものなので、その中で判断すべきものとする。評価委員会では、参考に見ていただければと思うがいかがか。

A 委員：参考は参考だが、例えば破綻によって、ある日突然この施設の運営が出来なくなる。或いは投入してある資金が回収できなくなる可能性がある。モニタリング制度により債務超過という事実を知っておきながら、なぜ、見逃したのか。その時は誰が責めを負うのかということがある。モニタリングでは、管理運営といった面の基準ではないが、新たに手を挙げた会社の選定資料としては、大きな判断材料となる。管理運営面では妥当だったが、この会社が破綻、夜逃げとかやってしまったら、明日から運営できなくなる。それを管理する意味で、モニタリング制度の当初の理念として、深くあった議論のところである。

委員長：この評価委員会で、その議論をするのか。構わないが。

A 委員：いや議論するかどうかは別にして、参考資料として折角調べた内容を、どう捉えるかという判断はしなければならないのでないか。管理運営面はこうだが次回の更新時は、こうこう重要な問題の論点がありますと、はっきり明記しないといけないような内容だと私は思う。

委員長：私は、そこまでの拘りは無い。評価委員会の意見としてもらって、構わない。

A 委員：そういう位置づけだと思います。

委員長：だとしたら、これは参考資料でなく、基準にするべきではないか。参考資料という位置づけでは軽いのではないか。

A 委員：ただ世の中には、そうでないものもある。例えば3つ会社を持っていて、税金を支払うのが嫌だから一応債務超過にしてある。こっちには、ごっそり何かありますよということがある。どう捉えておくかということは、この会社は債務超過だから頼むのをやめるということではない。個人で土地や建物を沢山持っていて、僅か300万くらいの債務超過で駄目だということが世の中にはある。ただ、その債務超過が本体を覆い潰すような要因を持ったものなら、任せている施設が明日から運営できない可能性がある。それをどう捉えておくかということである。

委員長：それは委員の合意で決めればいい。私は評価委員の皆さんに時間をかけると思い、市の担当課で何かすればいいかと考えている。

A 委員：そうですね。ここでは、出来ない。

委員長：私は、そう言ったつもりだが。でも、委員で決定するというなら私は拘らない。

A 委員：絶対ここでは駄目だと言う話ではない。そういう評価基準が無いということである。

F 委員：では評価としては、留意点がありますよという条件付の評価でどうか。

委員長：そういう意見もあるかと思う。

B 委員：私はこれが影響あるかどうかの説明をいただければ、それでいい。これだけの規模

になると1,000万円の債務超過は万単位の事業だけではないのか。或いはそれだけなのか、ということがこれだけではわからない。債務超過となっている事業をやっているけれど、この施設の運営管理に関してはマイナスではないということが分かれば、少なくともこの委員会ではいいのではないかと思う。その後選定するかしないかは別である。

委員長：3つの施設の担当課、今の施設について説明願う。

担当課長：施設について説明

委員長：委員の皆さんは、どうだろうか。では、もう少し詳しい説明資料を担当課に頼むこととする。事務局から、資料を委員の皆さんに送ること。それでも、委員の皆さんが心配だと言うことであれば。

A委員：私は、心配だと言っているわけではなくて、評価は管理評価であるということ。それと、重要な事項があるということはどこで使っていくか。

ただし、その話をするのは今日ではない。ただ指摘のみしておくという話であった。

委員長：次回、議論しなくてはならない。

事務局：次回の評価委員会までに、今回の議事録を送付し、良ければ次回OKをもらってからHPに公表する流れになる。

A委員：どこかに、入ってくるのか。

委員長：心配だという話であれば、総合評価に付して公表をすることになる。私は評価委員会にそこまで求めなくていいのではないかと思っている。ということ先程から何度も申し上げている。案でお示ししているA,B,Cの評価がどうかということをお伺いしている。

A委員：それには、異論はありません。

委員長：それでは、もっと詳しい資料を委員の皆さんに送付してください。それでよろしいか。事務局は、担当課からもう少し詳しい資料を提出してもらい委員の皆さんに送付するように。評価委員会としては、今回の資料を評価していただくということでよいと思っている。よろしいか。

では、そのように進めさせていただく。それでは、まだご質問等あればいただきたい。

事務局：アンケートの案内表示結果ですが、椿館が2.8点、園芸植物園が2.4点となっている。おそらく、遠方から来る際の道路案内表示についてかと思われる。市民から見ると分かりやすいと思うが。アンケートを書くのは市外の方だからかと思う。

委員長：これで、よろしいか。外にご意見あればお願いしたい。それでは、今日いただいた意見をまとめさせていただく。その上で第2回の委員会を開くことになる。それまでのスケジュールについて、事務局から説明願う。

事務局：今回、協議いただいた内容をまとめ、次回までに事前に送付させていただく。それを基に次回の委員会において、訂正があればその場で訂正し公表をさせていただきたい。公表というのは、HPで公表したいと思っている。C評価の施設には、改善勧告書を送付する。改善勧告書送付後の状況については、またさらに次回の評価委員会でご説明させていただきたいと思っている。

委員長：事務局から説明があったとおり、進めさせていただく。また、委員の皆さまには、後ほど資料を送付させていただく。

では、2つ目の評価委員会の設置条例の制定について、事務局から説明願う。

(2) 南砺市指定管理者評価委員会設置条例の制定について

事務局：南砺市指定管理者評価委員会設置条例（案）について説明

委員長：ただ今、事務局から条例の案について説明があったが、これについてご意見を伺いたい。

これは、元々条例で定めておくべきものだったのか。

事務局：付属機関を定める場合は、条例で定めておかなければならないということである。

委員長：要綱で定めていたので、内容的に問題はない。

そもそも、指定管理候補者を選定する委員会。指定管理者を評価する委員会の2つがある。今の実態を申し上げますと私はどちらの委員長もやっている。指定管理候補者を決める委員長、決まった指定管理者を評価する委員長をやっている。同一人物が、決定と評価の委員長を兼務することは、今の流れの中であり得ないと思われる。現行を変更する理由である。選定委員会には残って委員長を私がやる。評価委員会は逆に市職員より外部の方がやる方がよりフェアな評価ができるのではないかと思う。条例には市職員は除く、或いは同一人物が委員長を兼務できないと定めた方がどうか。

D委員：ということは第3者でよいか。

委員長：評価は、外部の方にみてもらうのが評価だと思っている。富山県方式に案を作っていたきたい。

D委員：副市長が委員長を2つやっているのは、千葉市の例か。

委員長：千葉市は委員会が両方の機能を持っている。一つの委員会が選定も評価も行っている。これが一番好ましくない例だと思っている。

事務局：今回条例改正するのは、選定委員会条例も改正である。選定時トップにいて、評価時にもトップにいるのは好ましくない。選んだ者が駄目だと言わなければいけないのが、この会の位置づけである。富山県方式でやると、一番示しがつきやすいかと思う。

D委員：本来、そういうやり方なのだろう。

委員長：特にご意見が無いようであれば富山県方式で、南砺市職員以外の委員から互選という条例案にしたいと思っている。それで進めてよろしいか。

一同：意義無し

委員長：はい、ありがとうございます。では、今日の議事2つは終了したので最後にレジメの5番その他について、事務局から説明願う。

事務局：モニタリングの様式が変わり、3年目を迎えた。施設数が増えており運営するのが大変になっている。これらについて、次回の委員会で相談させていただきたいと思っている。また、指定管理者運営指針についても、協議させていただきたいと考えている。

委員長：これで議事は終わるが、確認したいこと忘れたことがあれば遠慮なく言っていただきたい。

B委員：ア.の利用実績の書き方について、当初計画が全部入っている施設と入っていない施設とばらばらである。増減率と違う書き方のところがある。ここは本来計画を達成した達成率であって、増減率ではないのではないか。達成率としたほうがすっきりする。事業収支は当初計画が入っているのに、利用実績がばらばらである。当初計画が毎年書いてあれば、計画に対して下げた、上げたと分かるので質問をすることができる。計画を毎年入れていただき様式を統一していただけないか。

事務局：利用実績の欄については、指定管理申請の様式に、以前は無かった項目である。全く入っていない施設については、去年更新手続を行った施設。今後、順に空欄が無くなる。おっしゃるように分かりやすく変更していく予定である。

委員長：増減率ではない。B委員の言われる達成率だ。直すように。では、何もなければ事務局に議事を戻す。

事務局：後日、まとめたものを郵送させていただく。次回の開催は、1月下旬頃を予定している。ご案内するので、また、ご意見賜りたい。

閉会